

令和3年10月22日

定時制の生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

10月25日以降の教育活動について（お知らせ）

定時制の生徒の皆さん及び保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、令和3年9月28日付けの県教育委員会の通知により、10月24日までの間「段階的な緩和の期間」として、感染防止対策を徹底しながら、教育活動を行ってきましたが、この度、令和3年10月25日から11月30日まで「基本的対策徹底期間」として、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこととなりました。本校におきましても、基本的な感染防止対策の徹底を図り、生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立を図ってまいります。ご家庭におきましても感染予防へのご協力を改めましてよろしくお願いいたします。

また、今後の教育活動については、次のとおり対応していくことにいたしましたので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

〔10月25日からの教育活動について〕

- 登校について…引き続き、自宅で登校前に検温結果をClassroomで回答し、①校時または、③校時前の登校時に、必ず昇降口で消毒・健康観察を受けてから各教室へ入室する。
- 授業について…通常の授業時間及びコマ数【45分×6h授業】とする。
- 放課後の部活動について…感染防止対策を講じた上で、活動可とする。完全下校は21時30分とする。
- 遠足・校外活動について…感染防止対策を徹底した上で実施する。
- 学校行事について…参加者を限定するなど感染防止対策を徹底した上で実施する。

○教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合

- ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とする。
- ・濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校へ連絡をする。

※「基本的対策徹底期間」（10月25日～11月30日）が終了した後の学習活動、部活動等につきましては、改めてご連絡いたします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等により変更することがあります。

問合せ先

定時制教頭 多田

電話 (0463)82-1433 (直通)